特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	高等学校等就学支援金支給に関する事務(公立学校) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県教育委員会は、高等学校等就学支援金支給に関する事務(公立学校)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

山梨県教育委員会

公表日

令和8年11月10日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金支給に関する事務（公立学校）
②事務の概要	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金の受給資格の判定に当たっては、生徒の国籍・在留資格等が要件となることから、住民基本台帳ネットワークシステムを介して国籍の判定に必要な情報を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの個人番号の提出 ③住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、生徒の国籍判定に必要な情報を照会 ④上記③で取得した情報等を基にした受給資格の認定 ⑤受給資格の認定結果の通知
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム（文部科学省） 団体内統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
高等学校等就学支援金特定個人情報照会ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第3条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号別表123の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条各号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項 【情報提供】 実施しない	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山梨県教育庁高校教育課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山梨県総務部　県民情報センター 400－8501　山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 055-223-1408
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山梨県教育庁高校教育課　管理奨学担当 400－8504　山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 055-223-1769
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年5月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年5月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報等の取扱いに関する事務マニュアルを制定し、取得～削除・廃棄までの各段階における主な留意点をまとめ、担当者へ周知することで人為的ミスの対策を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報等の取扱いに関する事務マニュアルを制定し、取得～削除・廃棄までの各段階における主な留意点をまとめ、担当者へ周知することで人為的ミスの対策を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月10日	Ⅳ　リスク対策	なし	項目追加	事後	様式変更への対応
令和5年5月23日	Ⅰ 関連情報 3 個人番号の利用 　法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項　別表第一91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第66条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項　別表第一91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条	事後	基礎項目評価の見直し時に追加したため
令和5年5月23日	Ⅰ 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号　別表第二の113の項	・番号法第19条第8号　別表第二の113の項	事後	基礎項目評価の見直し時に修正したため
令和5年5月23日	Ⅱしきい値判断 1 対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	基礎項目評価事前に行うしきい値判断結果を反映したため
令和5年5月23日	Ⅱしきい値判断 1 対象人数	平成30年7月31日　時点	令和5年5月1日　時点	事後	基礎項目評価事前に行うしきい値判断結果を反映したため
令和5年5月23日	Ⅱしきい値判断 2 取扱者数	平成30年7月31日　時点	令和5年5月1日　時点	事後	基礎項目評価事前に行うしきい値判断結果を反映したため
令和5年5月23日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	基礎項目評価事前に行うしきい値判断結果を反映したため
令和5年5月23日	Ⅳリスク対策 1　提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	基礎項目評価事前に行うしきい値判断結果を反映したため
令和6年9月30日	Ⅰ関連事項 ③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム(文部科学省)、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	高等学校等就学支援金事務処理システム(文部科学省) 統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	法改正に伴う変更に合わせて標記を見直したため
令和6年9月30日	Ⅰ関連事項 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項　別表第一91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条	・番号法第9条第1項別表123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第3条	事後	法改正により修正が必要となったため
令和6年9月30日	Ⅰ関連事項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号　別表第二の113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条各号	【情報照会】 　番号法第19条第8号別表123の項 　番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条各号 　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項 【情報提供】 　実施しない。	事後	法改正により修正が必要となったため
令和7年12月1日	Ⅱしきい値判断 1 対象人数	令和5年5月1日　時点	令和7年5月1日　時点	事後	基礎項目評価事前に行うしきい値判断結果を反映したため
令和7年12月1日	Ⅱしきい値判断 2 取扱者数	令和6年5月1日　時点	令和7年5月1日　時点	事後	基礎項目評価事前に行うしきい値判断結果を反映したため
令和7年12月1日	Ⅳ　リスク対策 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策	なし	項目追加	事後	様式変更への対応
令和9年4月1日	Ⅰ関連事項 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金の受給資格の判定に当たっては、生徒の国籍・在留資格等が要件となることから、住民基本台帳ネットワークシステムを介して国籍の判定に必要な情報を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの受給資格認定の申請(入学時・転入時等) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの個人番号の提出 ③住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、生徒の国籍判定に必要な情報を照会 ④上記③で取得した情報等を基にした受給資格の認定 ⑤受給資格の認定結果の通知	事前	法改正により修正が必要となったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年11月10日	Ⅰ関連事項 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム（文部科学省） 統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム	高等学校等就学支援金事務処理システム（文部科学省） 団体内統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	法改正に伴う変更に合わせて標記を見直したため
令和8年11月10日	Ⅰ関連事項 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第3条	・番号法第9条第1項別表123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第3条	事後	法改正により修正が必要となったため
令和8年11月10日	Ⅱしきい値判断 1 対象人数	1万人以上10万人未満 令和7年5月1日　時点	1,000人以上1万人未満 令和8年5月1日　時点	事後	基礎項目評価事前に行うしきい値判断結果を反映したため
令和8年11月10日	Ⅱしきい値判断 2 取扱者数	令和7年5月1日　時点	令和8年5月1日　時点	事後	基礎項目評価事前に行うしきい値判断結果を反映したため
令和9年4月1日	Ⅳ リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	なし	項目追加	事前	法改正により修正が必要となったため